

小規模事業者登録のご案内

秩父市では、令和 5・6 年度において市が発注する小規模な修繕等の契約を希望する小規模事業者の登録を受け付けます。

登録すると…

- ① 市が小規模な工事・修繕を発注する際の対象事業者となります。（130 万円以下の工事、50 万円以下の修繕）
- ② 市で実施予定の「住宅リフォーム助成事業」の対象事業者となります。

ただし、不正等があった場合には登録抹消になり、令和 5・6 年度中の再登録はできませんのでご承知おきください。

■小規模事業者とは（中小企業基本法第 2 条第 5 項より）

おおむね常時使用する従業員の数が 20 人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5 人）以下の事業者のことです。

■登録対象者

- 1 市内に主たる事業所を有する事業者
- 2 次に該当しない方
 - 1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権していない者
 - 2) 秩父市建設工事等入札参加登録業者
 - 3) 希望業種を履行するために必要な資格、許可等を有していない方
 - 4) 市税を滞納している方
 - 5) 秩父市物品等入札参加登録業者において登録業種が重複する方

■登録期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

■申請方法

市産業支援課 HP からオンライン申請 または 小規模事業者登録申請書に次の書類を添付して提出してください。

- 1 登録希望業種の資格・許可・免許等の証明書の写し（資格・許可・免許等が必要な業種の場合）
- 2 経歴書（資格・許可・免許等を要しない業種の方は、必ず記入してください。）
- 3 「未納税額のないことの証明書」または、産業支援課による調査を承諾する旨の「市税等納付状況調査承諾書」

※申請書・経歴書および承諾書の取得は秩父市ホームページからダウンロード、または産業支援課窓口でできます。

■問合せ先

秩父市役所 産業支援課
電話：0494-25-5208



秩父市産業支援課のホームページです。
オンライン申請、申請書等のダウンロード
ができます。